

「各種事務事業の取扱い」

12 福祉・保健・医療分科会(介護保険)

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
87	050403	介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
88	070103	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		合併後に統一	長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、両市町の計画の集合をもって新市の事業計画として取扱うものとする。
89	050201	認定調査		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
90	050301	介護保険料		合併後に統一	新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。
91	050302	介護保険料の算定・納期等	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
92	050303	介護保険料の減免（法定減免）		合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
93	050304	介護保険料の減免（法定外減免）		合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
94	050402	特別な事情による利用料の減免（法定減免）		合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

87

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 5	介護保険	0 4	保険給付	0 3	介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1) 目的 被保険者間の公平を図るため、保険料を滞納している被保険者に係る保険給付の制限を行うもの。</p> <p>(2) 内容 第1号被保険者に係る給付制限(義務的措置) <1年以上滞納> 介護保険法66条、規則99条 ・支払方法の変更(償還払い化) <1年半以上滞納> 法67、規則103条 ・保険給付の支払の一時差し止め <2年以上滞納> 法69条 ・保険給付の減額(9割 7割) ・高額介護サービスの不支給</p> <p>(3) 要綱 あり</p> <p>(4) 対象者 なし</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 内容 同左</p> <p>(3) 要綱 同左</p> <p>(4) 対象者 同左</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 内容 同左</p> <p>(3) 要綱 なし</p> <p>(4) 対象者 同左</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 内容 同左</p> <p>(3) 要綱 同左(但し基準あり)</p> <p>(4) 対象者 同左</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1) 目的 同上</p> <p>(2) 内容 同上</p> <p>(3) 要綱 なし</p> <p>(4) 対象者 同上</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 内容 同左</p> <p>(3) 要綱 同左</p> <p>(4) 対象者 同左</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 内容 同左</p> <p>(3) 要綱 同左</p> <p>(4) 対象者 同左</p>		調整方針案	
						長岡市の制度に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

88

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療	0	7 その他社会福祉施策	0	1 福祉計画	0	3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1) 計画の名称 長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(2) 策定年月日 平成15年3月</p> <p>(3) 策定期間 平成15年度～平成19年度</p> <p>(4) 計画の目的 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図る。</p> <p>(5) 計画の概要 要介護者等の現状及び見込み 介護給付等対象サービスの必要量の見込み 介護給付等対象サービスの給付量の見込み 健康づくり、介護予防事業の推進 サービスの質の向上 介護保険の事業費の見込み</p>		<p>(1) 計画の名称 中之島町老人保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(2) 策定年月日 平成15年3月</p> <p>(3) 策定期間 平成15年度～平成19年度</p> <p>(4) 計画の目的 同左</p> <p>(5) 計画の概要 介護サービスの基盤整備 介護予防の推進 痴呆高齢者対策の推進 地域ケア体制の推進 介護サービスの基盤整備 介護保険以外のサービス・事業の整備</p>		<p>(1) 計画の名称 越路町老人保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(2) 策定年月日 平成15年3月</p> <p>(3) 策定期間 平成15年度～平成19年度</p> <p>(4) 計画の目的 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図る。</p> <p>(5) 計画の概要 住み慣れた地域社会で生活し続けるための総合支援システムの構築 自己選択・自己決定に基礎をおく地域介護体制の確立 介護予防対策と健康づくりの推進 地域特性を生かした保健福祉文化の育成 ノーマライゼーションの理念の実現 民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進 ケアマネジメントの充実 在宅介護支援センターの機能強化 サービス提供の公平性と適正性の確保 「ふれあいサロン」等の充実</p>		<p>(1) 計画の名称 与板町老人保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(2) 策定年月日 平成15年3月</p> <p>(3) 策定期間 平成15年度～平成19年度</p> <p>(4) 計画の目的 保健・福祉・介護サービスが総合的に提供される体制づくりをすすめ、健康の維持・増進に努めるとともに要介護状態になった場合においても希望に応じた必要なサービスを受けながら住み慣れた地域で生活が送れることを目的とする。</p> <p>(5) 計画の概要 重点課題とその取り組み 高齢者の状況 介護サービス目標量と供給体制の確保 生活習慣病予防と介護予防の推進 高齢者が元気で活躍できるシステムづくり 地域全体で支える地域づくり</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1) 計画の名称 老人保健福祉計画、介護保険事業計画</p> <p>(2) 策定年月日 平成15年3月</p> <p>(3) 策定期間 平成15年度～平成19年度</p> <p>(4) 計画の目的 高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しつつ住み続けることができ、要介護状態になった時には高齢者の希望に応じて必要な介護を受けながら、地域での生活を継続できることを目的とする。</p> <p>(5) 計画の概要 政策目標 ・「みんなで支えあう福祉社会づくり」を基本に、介護が必要な状態になっても自らの選択に基づき良質な介護サービスを利用できるよう、地域における介護体制の確立を目指す。・健康、医療、福祉等の様々な分野で地域住民の自主的活動等も一体となつたきめ細かなサービスを提供し、高齢者が健康でいきいきとした質の高い生活を送れるよう壮年期から生活習慣病予防対策と高齢者が要介護状態となることの予防(介護予防)を推進する。・いつまでも健康で働き続け、地域社会で活躍したいという意欲を持つ元気な高齢者も増えてきているため、「社会を支える一員」としての高齢者の参加を推進する。</p>		<p>(1) 計画の名称 山古志村すこやかプラン</p> <p>(2) 策定年月日 平成15年3月</p> <p>(3) 策定期間 平成15年度～平成19年度</p> <p>(4) 計画の目的 高齢者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供される体制を構築する。また、要介護状態になった場合でも、希望を最大限に尊重しながら、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことを支援する。</p> <p>(5) 計画の概要 要介護者等に係る保健福祉サービスおよび医療系サービスの提供体制、保険給付に係る費用の状況等を勘案するとともに、各種保険事業の円滑な実施を図る。</p>		<p>(1) 計画の名称 小国町保健医療福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(2) 策定年月日 平成15年3月</p> <p>(3) 策定期間 平成15年度～平成19年度</p> <p>(4) 計画の目的 <政策目標>「この地域みんなで支える小国町」住み慣れた地域で充実した生活を送れるように、個人のライフスタイルを尊重しながら、地域での助け合いや公的援助を含めて、町民生活を向上させ満足感、安心感、幸福感を抱いて生活できる社会を創り上げることを目指します。</p> <p>(5) 計画の概要 計画策定の趣旨 高齢者をとりまく社会環境 計画期間の展望 施策展開の基本的な考え方 保健医療福祉施策の推進 介護保険事業の適切な運営</p>		<p>調整方針案</p> <p>長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、両市町の計画の集合をもって新市の事業計画として取扱うものとする。</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

89

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
1	2 福祉・保健・医療	0	5 介護保険	0	2 要介護・要支援認定	0	1 認定調査	
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1) 委託方法 在宅者 指定居宅介護支援事業所(市内18か所)と在宅介護支援センターに併設されている指定居宅介護支援事業所(市内18か所)に委託 施設入所者 申請者が入所している施設</p> <p>(2) 委託料 在宅 1件 5,000円 施設 1件 2,100円</p> <p>(3) 委託事業所及び調査員数 在宅 市内36事業所 103人 施設 市内13施設 88人</p> <p>(4) 主治医意見書の依頼・回収方法 在宅 市内・市外全て郵送により市が行う。 施設 すべて施設に依頼・回収</p>		<p>(1) 委託方法 在宅者 町保健師が行っているが、町社会福祉協議会に一部委託 施設入所者 申請者が入所している施設 一般病院に入院している場合は、町の保健師が行っている。</p> <p>(2) 委託料 在宅 1件 3,150円 施設 1件 2,100円</p> <p>(3) 委託事業所及び調査員数 在宅 町内1事業所 4人 施設 町外24施設 100人</p> <p>(4) 主治医意見書の依頼・回収方法 在宅・施設 全て郵送し返信用封筒により回収</p>		<p>(1) 委託方法 在宅者 町内の指定居宅介護支援事業者2か所に委託 施設入所者 申請者が入所している施設 在宅施設あわせて30%委託している。 新規、変更申請、入院中の者は町が実施</p> <p>(2) 委託料 在宅 1件 4,300円 施設 1件 2,100円</p> <p>(3) 委託事業所及び調査員数 在宅 町内2事業所 12人 施設 町内外23事業所 111人</p> <p>(4) 主治医意見書の依頼・回収方法 在宅 町が郵送で行う。 施設 施設に依頼・回収</p>		<p>(1) 委託方法 在宅者 町嘱託看護師3名と町保健師2名 施設入所者 申請者が入所している施設 一般病院に入院している場合は、町の保健師が行う。</p> <p>(2) 委託料 在宅 1件 4,300円(嘱託調査員) 施設 1件 2,100円</p> <p>(3) 委託事業所及び調査員数 在宅 5人 施設 11施設</p> <p>(4) 主治医意見書の依頼・回収方法 在宅 町が医療機関に依頼し医療機関から提出してもらう(町外は郵送) 施設 施設に依頼・回収</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1) 委託方法 在宅者 町嘱託看護師3名と町保健師4名 施設入所者 申請者が入所している施設 一般病院に入院している場合は、町の保健師が行う。</p> <p>(2) 委託料 在宅 1件 4,300円(嘱託調査員) 施設 1件 2,100円</p> <p>(3) 委託事業所及び調査員数 在宅 町職員及び嘱託看護師 7人 施設 11施設</p> <p>(4) 主治医意見書の依頼・回収方法 在宅 町が郵送で行う。 施設 施設に依頼・回収</p>		<p>(1) 委託方法 在宅者 在宅介護支援センターと村の保健師 施設入所者 申請者が入所している施設</p> <p>(2) 委託料 在宅 1件 5,900円 (意見書の依頼・回収含む) 施設 1件 2,100円</p> <p>(3) 委託事業所及び調査員数 在宅 4人 施設 村外22施設</p> <p>(4) 主治医意見書の依頼・回収方法 在宅 村外は郵送で村が行う。 施設 すべて施設に依頼・回収</p>		<p>(1) 委託方法 在宅者 すべて直営で行うためなし。 施設入所者 申請者が入所している施設 町内外の施設に入所・入院している場合 ただし、2年に1回は、町調査員が行う。</p> <p>(2) 委託料 在宅 なし 施設 1件 2,100円</p> <p>(3) 委託事業所及び調査員数 在宅 なし 施設 24施設 85人</p> <p>(4) 主治医意見書の依頼・回収方法 在宅 町で医療機関に依頼し、医療機関から提出してもらっている。 施設 調査依頼している場合は、施設に依頼・回収</p>		<p>調整方針案</p> <p>長岡市の制度を基に統一する。</p>		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

90

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
12 福祉・保健・医療	05 介護保険	03 保険料	01 介護保険料

長岡市	中之島町	越路町	与板町																																																																												
第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料段階区分</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>31,900円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税</td> <td>45,500円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> <td>59,200円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上250万円未満</td> <td>63,800円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が250万円以上</td> <td>75,100円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	保険料段階区分	16年度	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	20,500円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	31,900円	第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	45,500円	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	59,200円	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上250万円未満	63,800円	第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が250万円以上	75,100円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料段階区分</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>28,800円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税</td> <td>38,400円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上</td> <td>57,600円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	保険料段階区分	16年度	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	19,200円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	28,800円	第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	38,400円	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	48,000円	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	57,600円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料段階区分</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>30,700円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> <td>51,200円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上</td> <td>61,500円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	保険料段階区分	16年度	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	20,500円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	30,700円	第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	41,000円	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	51,200円	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	61,500円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料段階区分</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>22,500円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>33,800円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> <td>56,300円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上</td> <td>67,500円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	保険料段階区分	16年度	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	22,500円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	33,800円	第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	45,000円	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	56,300円	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	67,500円	
段階	保険料段階区分	16年度																																																																													
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	20,500円																																																																													
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	31,900円																																																																													
第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	45,500円																																																																													
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	59,200円																																																																													
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上250万円未満	63,800円																																																																													
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が250万円以上	75,100円																																																																													
段階	保険料段階区分	16年度																																																																													
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	19,200円																																																																													
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	28,800円																																																																													
第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	38,400円																																																																													
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	48,000円																																																																													
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	57,600円																																																																													
段階	保険料段階区分	16年度																																																																													
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	20,500円																																																																													
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	30,700円																																																																													
第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	41,000円																																																																													
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	51,200円																																																																													
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	61,500円																																																																													
段階	保険料段階区分	16年度																																																																													
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	22,500円																																																																													
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	33,800円																																																																													
第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	45,000円																																																																													
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	56,300円																																																																													
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	67,500円																																																																													
三島町	山古志村	小国町	課 題	調整方針案																																																																											
第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料		新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料段階区分</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>20,200円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>30,300円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> <td>50,500円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上</td> <td>60,600円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	保険料段階区分	16年度	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	20,200円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	30,300円	第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	40,400円	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	50,500円	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	60,600円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料段階区分</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> <td>52,500円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	保険料段階区分	16年度	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	21,000円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	31,500円	第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	42,000円	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	52,500円	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	63,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料段階区分</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上</td> <td>54,000円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	保険料段階区分	16年度	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	18,000円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	27,000円	第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	36,000円	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	45,000円	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	54,000円																							
段階	保険料段階区分	16年度																																																																													
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	20,200円																																																																													
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	30,300円																																																																													
第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	40,400円																																																																													
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	50,500円																																																																													
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	60,600円																																																																													
段階	保険料段階区分	16年度																																																																													
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	21,000円																																																																													
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	31,500円																																																																													
第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	42,000円																																																																													
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	52,500円																																																																													
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	63,000円																																																																													
段階	保険料段階区分	16年度																																																																													
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	18,000円																																																																													
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	27,000円																																																																													
第3段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	36,000円																																																																													
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	45,000円																																																																													
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上	54,000円																																																																													

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

91

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 5 介護保険	0 3 保険料	0 2 介護保険料の算定・納期等

長岡市	中之島町	越路町	与板町																																																								
(1) 賦課の時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>処理日</th><th>通知発送</th></tr> <tr><td>暫定賦課 4月上旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課 7月上旬</td><td>7月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課 毎月上旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </table> (2) 納期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納期</td><td>12期</td></tr> </table> (3) 仮徴収 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>通知送付</th><th>しない</th></tr> <tr><td>額変更</td><td>する</td></tr> </table>	処理日	通知発送	暫定賦課 4月上旬	4月中旬	確定賦課 7月上旬	7月中旬	例月賦課 毎月上旬	毎月中旬	納期	12期	通知送付	しない	額変更	する	(1) 賦課の時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>処理日</th><th>通知発送</th></tr> <tr><td>暫定賦課 3月下旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課 7月上旬</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課 毎月上旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </table> (2) 納期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納期</td><td>10期</td></tr> </table> (3) 仮徴収 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>通知送付</th><th>する</th></tr> <tr><td>額変更</td><td>する</td></tr> </table>	処理日	通知発送	暫定賦課 3月下旬	4月中旬	確定賦課 7月上旬	8月中旬	例月賦課 毎月上旬	毎月中旬	納期	10期	通知送付	する	額変更	する	(1) 賦課の時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>処理日</th><th>通知発送</th></tr> <tr><td>暫定賦課 4月上旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課 8月上旬</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課 毎月上旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </table> (2) 納期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納期</td><td>12期</td></tr> </table> (3) 仮徴収 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>通知送付</th><th>する</th></tr> <tr><td>額変更</td><td>しない</td></tr> </table>	処理日	通知発送	暫定賦課 4月上旬	4月中旬	確定賦課 8月上旬	8月中旬	例月賦課 毎月上旬	毎月中旬	納期	12期	通知送付	する	額変更	しない	(1) 賦課の時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>処理日</th><th>通知発送</th></tr> <tr><td>暫定賦課 4月上旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課 7月上旬</td><td>7月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課 毎月上旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </table> (2) 納期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納期</td><td>12期</td></tr> </table> (3) 仮徴収 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>通知送付</th><th>する</th></tr> <tr><td>額変更</td><td>する</td></tr> </table>	処理日	通知発送	暫定賦課 4月上旬	4月中旬	確定賦課 7月上旬	7月中旬	例月賦課 毎月上旬	毎月中旬	納期	12期	通知送付	する	額変更	する
処理日	通知発送																																																										
暫定賦課 4月上旬	4月中旬																																																										
確定賦課 7月上旬	7月中旬																																																										
例月賦課 毎月上旬	毎月中旬																																																										
納期	12期																																																										
通知送付	しない																																																										
額変更	する																																																										
処理日	通知発送																																																										
暫定賦課 3月下旬	4月中旬																																																										
確定賦課 7月上旬	8月中旬																																																										
例月賦課 毎月上旬	毎月中旬																																																										
納期	10期																																																										
通知送付	する																																																										
額変更	する																																																										
処理日	通知発送																																																										
暫定賦課 4月上旬	4月中旬																																																										
確定賦課 8月上旬	8月中旬																																																										
例月賦課 毎月上旬	毎月中旬																																																										
納期	12期																																																										
通知送付	する																																																										
額変更	しない																																																										
処理日	通知発送																																																										
暫定賦課 4月上旬	4月中旬																																																										
確定賦課 7月上旬	7月中旬																																																										
例月賦課 毎月上旬	毎月中旬																																																										
納期	12期																																																										
通知送付	する																																																										
額変更	する																																																										

三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案																																										
(1) 賦課の時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>処理日</th><th>通知発送</th></tr> <tr><td>暫定賦課 4月上旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課 6月下旬</td><td>7月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課 毎月上旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </table> (2) 納期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納期</td><td>12期</td></tr> </table> (3) 仮徴収 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>通知送付</th><th>する</th></tr> <tr><td>額変更</td><td>する</td></tr> </table>	処理日	通知発送	暫定賦課 4月上旬	4月中旬	確定賦課 6月下旬	7月中旬	例月賦課 毎月上旬	毎月中旬	納期	12期	通知送付	する	額変更	する	(1) 賦課の時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>処理日</th><th>通知発送</th></tr> <tr><td>暫定賦課 4月上旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課 8月上旬</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課 毎月上旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </table> (2) 納期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納期</td><td>12期</td></tr> </table> (3) 仮徴収 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>通知送付</th><th>する</th></tr> <tr><td>額変更</td><td>しない</td></tr> </table>	処理日	通知発送	暫定賦課 4月上旬	4月中旬	確定賦課 8月上旬	8月中旬	例月賦課 毎月上旬	毎月中旬	納期	12期	通知送付	する	額変更	しない	(1) 賦課の時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>処理日</th><th>通知発送</th></tr> <tr><td>暫定賦課 4月上旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課 8月上旬</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課 毎月上旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </table> (2) 納期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納期</td><td>12期</td></tr> </table> (3) 仮徴収 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>通知送付</th><th>する</th></tr> <tr><td>額変更</td><td>する</td></tr> </table>	処理日	通知発送	暫定賦課 4月上旬	4月中旬	確定賦課 8月上旬	8月中旬	例月賦課 毎月上旬	毎月中旬	納期	12期	通知送付	する	額変更	する	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会：長岡市の制度に統一する。)	
処理日	通知発送																																													
暫定賦課 4月上旬	4月中旬																																													
確定賦課 6月下旬	7月中旬																																													
例月賦課 毎月上旬	毎月中旬																																													
納期	12期																																													
通知送付	する																																													
額変更	する																																													
処理日	通知発送																																													
暫定賦課 4月上旬	4月中旬																																													
確定賦課 8月上旬	8月中旬																																													
例月賦課 毎月上旬	毎月中旬																																													
納期	12期																																													
通知送付	する																																													
額変更	しない																																													
処理日	通知発送																																													
暫定賦課 4月上旬	4月中旬																																													
確定賦課 8月上旬	8月中旬																																													
例月賦課 毎月上旬	毎月中旬																																													
納期	12期																																													
通知送付	する																																													
額変更	する																																													

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

92

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 5	介護保険	0 3	保険料	0 3	介護保険料の減免 (法定減免)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1) 内容 世帯の生計を主として維持する者が、死亡・入院・廃業・失業等で所得が激減したことにより、保険料納付が困難となった場合、申請により所得の減少割合に応じて保険料の減免を行う制度。 (2) 法定減免実施年度 ・平成12年度から (3) 条例 ・長岡市介護保険条例第17条第1項 ・長岡市介護保険条例施行規則第12条、第13条 (4) 取扱い基準の制定 ・長岡市介護保険料減免取扱基準		(1) 内容 同左 (2) 法定減免実施年度 ・平成12年度から (3) 条例 ・中之島町介護保険条例第14条 ・中之島町介護保険条例施行規則第9条 (4) 取扱い基準の制定 無し		(1) 内容 同左 (2) 法定減免実施年度 ・平成12年度から (3) 条例 ・越路町介護保険条例第11条 ・越路町介護保険条例施行規則第3条 (4) 取扱い基準の制定 ・越路町介護保険料減免基準		(1) 内容 同左 (2) 法定減免実施年度 ・平成12年度から (3) 条例 ・与板町介護保険条例第11条 ・与板町介護保険条例施行規則第3条 (4) 取扱い基準の制定 ・与板町介護保険料減免取扱基準	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1) 内容 同上 (2) 法定減免実施年度 ・平成12年度から (3) 条例 ・三島町介護保険条例第11条 ・三島町介護保険条例施行規則第8条 (4) 取扱い基準の制定 無し		(1) 内容 同左 (2) 法定減免実施年度 ・平成12年度から (3) 条例 ・山古志村介護保険条例第24条 ・山古志村介護保険条例施行規則第4条 (4) 取扱い基準の制定 無し		(1) 内容 同左 (2) 法定減免実施年度 ・平成12年度から (3) 条例 ・小国町介護保険条例第11条 ・小国町介護保険条例施行規則第9条 (4) 取扱い基準の制定 ・小国町第1号被保険者介護保険料減免取扱要綱		調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

93

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 5	介護保険	0 3	保険料	0 4	介護保険料の減免 (法定外減免)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1) 内容 第1号被保険者及びその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、生活困窮状態にある場合、申請により保険料の軽減を行う制度。		なし		なし		なし	
(2) 独自減免実施の有無・開始時期 ・有り 平成15年4月1日							
(3) 条例 ・長岡市介護保険条例第17条第2項 ・長岡市介護保険条例施行規則第12条、第13条							
(4) 取扱い基準の制定 ・長岡市介護保険料特別軽減 (生活困窮者)							
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		(1) 内容 第1号被保険者及び世帯の生計を主として維持する者が、生活困窮状態にある場合、申請により保険料の軽減を行う制度。		新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。	
				(2) 独自減免実施の有無・開始時期 ・有り 平成15年4月1日			
				(3) 条例 ・小国町介護保険条例第11条第1項第5号 ・小国町介護保険条例施行規則第9条			
				(4) 取扱い基準の制定 ・小国町第1号被保険者介護保険料減免取扱要綱			
調整方針案							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

94

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 5 介護保険	0 4 保険給付	0 2	特別な事情による利用料の減免(法定減免)
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
対象者の要件 (1) 災害、風水害、火災等災害により著しい損害を受けた場合 前年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯であって、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上の世帯 (2) 生計中心者の死亡、重大な障害等により収入が著しく減少した場合 前年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯であって、当該年の総所得金額見込額が前年中の総所得金額よりも10分の3以上減少する世帯 (3) 生計中心者の事業等の休廃止等により収入が著しく減少した場合 前年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯であって、当該年の総所得金額見込額が前年中の総所得金額よりも10分の3以上減少する世帯 (4) 生計中心者の干ばつ、冷害等による農作物の不作不漁等により収入が著しく減少した場合 前年中の合計所得金額が1,000万円以下(当該合計所得額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超える場合は除く。)の世帯であって、農作物等の減収による損失額が、平年における当該農作物等による収入額の合計額の10分の3以上である世帯	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。